

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例(平成19年条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(飲料容器等)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める物は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料品、食料品又はたばこ(以下「飲料品等」という。)の消費済みの容器で、缶、瓶、ペットボトルその他これらに準ずる構造、形状等を有するもの
- (2) 飲料品等の消費済みの包装で、紙製、金属製、プラスチック製その他これらに準ずる材質を有するもの
- (3) 食料品の残りかす
- (4) たばこの吸い殻

(路上禁煙区域の告示)

第4条 条例第6条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 路上禁煙区域の名称
- (2) 路上禁煙区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 路上禁煙区域を指定し、解除し、又は変更する期日

(美化重点推進区域の告示)

第5条 条例第9条第2項において準用する条例第6条第3項及び第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化重点推進区域の名称
- (2) 美化重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する範囲
- (3) 美化重点推進区域を指定し、解除し、又は変更する期日

(告知及び弁明の付与)

第6条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、当該過料の処分を受ける者に対し、告知・弁明書(様式第1号)により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(平25規則22・旧第7条繰上・一部改正)

(過料決定書の交付)

第7条 市長は、条例第11条の規定により過料の処分をするときは、当該過料の処分を受ける者に対し、過料決定書(様式第2号)を交付するものとする。

(平25規則22・旧第8条繰上・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平25規則22・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第7条、第8条、様式第2号及び様式第3号の規定は、条例第11条の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第22号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

(平25規則22・旧様式第2号繰上・一部改正)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

告知・弁明書

住所

氏名

様

熊本市長

印

あなたが行った下記の行為は、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例(平成19年条例第47号。以下「条例」という。)の規定に違反するため、条例第11条の規定に基づく過料処分の対象となります。

記

違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
違反の場所	
違反事実の内容	<input type="checkbox"/> 路上禁煙区域内の路上喫煙(条例第7条違反) <input type="checkbox"/> 美化重点推進区域内のポイ捨て(条例第8条違反) (<input type="checkbox"/> 消費済みの容器 <input type="checkbox"/> 消費済みの包装 <input type="checkbox"/> 食料品の残りかす <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻)
弁明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 <input type="checkbox"/> 上記事実は、覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 上記事実は、誤りがあります。 ()
	署名 氏名
所見	
確認者	印 印

備考 太枠の中を記入してください。

[様式第2号\(第7条関係\)](#)

(平25規則22・旧様式第3号繰上・一部改正)

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

過料決定書

住所
氏名 様

熊本市長 印

あなたが行った下記の行為は、熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例(平成19年条例第47号。以下「条例」という。)の規定に違反するため、条例第11条の規定に基づき、下記のとおり過料の支払いを命じます。

記

違反の日時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
違反の場所	
違反事実の内容	<input type="checkbox"/> 路上禁煙区域内の路上喫煙(条例第7条違反) <input type="checkbox"/> 美化重点推進区域内のポイ捨て(条例第8条違反) (<input type="checkbox"/> 消費済みの容器 <input type="checkbox"/> 消費済みの包装 <input type="checkbox"/> 食料品の残りかす <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻)
過料額	円
(教示)	